皇室事項

天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問御日程

天皇皇后両陛下のオランダ及びベルギー御訪問の御日程は、次のとおりである。

六月十三日
午前　東京御発
午後　アムステルダム（スキポール空港）御着
夜　ヘット・アウデ・ロー城（アペルドールン）御宿泊

六月十四日
夜　ヘット・アウデ・ロー城（アペルドールン）御宿泊

六月十五日
夜　ヘット・アウデ・ロー城（アペルドールン）御宿泊

六月十六日
夜　アムステルダム王宮（アムステルダム）御宿泊

六月十七日
午前　歓迎式典（ダム広場）
戦没者記念碑御供花（ダム広場）
午後　デルタレス御視察
夜　国王陛下及び王妃陛下主催晩餐会（御宿舎）
アムステルダム王宮（アムステルダム）御宿泊

六月十八日
午前　上下両院議長との御懇談（上院）
首相主催午餐会（マウリッツハウス美術館）
午後　平和宮御訪問
ライデン大学御訪問
アムステルダム国立博物館御視察
夜　アムステルダム王宮（アムステルダム）御宿泊

六月十九日
午前　プリンセス・マキシマ小児がんセンター御訪問
午後　桜植樹（アムステルダムの森公園）
日本とゆかりのあるオランダ人御接見（ホテルオークラアムステルダム）
在留邦人代表御接見（ホテルオークラアムステルダム）
夜　アムステルダム王宮（アムステルダム）御宿泊

六月二十日
午前　アムステルダム（スキポール空港）御発
ブリュッセル（メルスブルク軍用空港）御着
夜　シエルニョン城（ウイエ）御宿泊

六月二十一日
夜　シエルニョン城（ウイエ）御宿泊

六月二十二日
夜　ラーケン宮（ブリュッセル）御宿泊

六月二十三日
午前　歓迎式典（ブリュッセル王宮及び王宮前広場）
ブリュッセル市庁舎御訪問
午後　首相御引見（首相公邸）
連邦議会御訪問
夜　国王陛下及び王妃陛下主催晩餐会（御宿舎）
ラーケン宮（ブリュッセル）御宿泊

六月二十四日
午前　ナミュール市御視察
午後　ｉｍｅｃ御視察
蘭語系ルーヴェン・カトリック大学御訪問
ラーケン宮付属王立温室植物園等御散策
夜　ラーケン宮（ブリュッセル）御宿泊

六月二十五日
午前　日本とゆかりのあるベルギー人御接見（大使公邸）
午後　在留邦人代表御接見（大使公邸）
ブリュッセル（メルスブルク軍用空港）御発

六月二十六日
午後　東京御着

官庁事項

トリイ通信施設の一部土地に関する裁決の申請に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県中頭郡読谷村字大湾糸蒲原	八一四番	雑種地

二　裁決の申請があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和八年四月十三日付け沖防第二千六百四十六号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

令和八年六月十二日から同月二十六日まで

防衛大臣　小泉進次郎

牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県浦添市字城間東空寿	一八三四番三	雑種地

二　裁決の申請があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和八年四月七日付け沖防第二千四百七十六号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

令和八年六月十二日から同月二十六日まで

令和八年六月十二日

防衛大臣　小泉進次郎